

# 「指定短期入所事業所サービス利用契約」

## 重要事項説明書

当事業所では、利用者へ「短期入所」を提供します。当サービスの利用は、原則として障害者総合支援法における当該自立支援給付の支給決定を受けた方が対象となります。

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第 76 条に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

### ◆◆目次◆◆

1. サービスを提供する事業者	1
2. 利用事業所	1
3. サービスに係る設備等の概要	2
4. 職員の配置状況	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金、負担軽減	3
6. 施設生活について	6
7. 禁止行為事項について	8
8. 感染症対策、衛生管理について	8
9. 苦情の受付及び虐待防止について	9
10. 身体拘束の対応について	9
11. 地域との連携について	9
12. 緊急時の対応方法	10
13. 転落、転倒の対応について	10
14. 非常災害対策	10
15. 防犯対策	10
16. 業務継続計画の策定等	10
17. 利用者の記録や情報の管理、開示について	11
18. 第三者交渉権について	11
19. 提供するサービスの第三者評価の実施状況	11

農協共済中伊豆リハビリテーションセンター伊東の丘いずみ  
当事業所は静岡県指定を受けています。  
(指定 第 2210400053号)

## 1. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人農協共済中伊豆リハビリテーションセンター
所在地	〒410-2507 静岡県伊豆市冷川1523-108
電話番号	0558-83-2111 (代)
代表者氏名	理事長 野中 康
法人の設立年月	1972年1月4日

## 2. 利用事業所

事業所の種類	短期入所事業
事業所の名称	農協共済中伊豆リハビリテーションセンター伊東の丘いずみ
定員	併設型 1日あたり2名
主たる対象者	身体障害者（肢体不自由）
施設の所在地と 連絡先	〒414-0055 静岡県伊東市岡1349-3 0557-36-6375
管理者	笹原 奈緒子
サービス管理責任者	八木澤 力 古澤 裕子
施設の目的及び運営の 方針	利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な障害福祉サービスの提供を確保する事を目的とし、利用者の自立した社会活動への参加を促進するために必要な治療と支援を行います。（運営規程参照）
事業の開始年月日	2012年4月1日

## 営業時間等

事業実施地域	伊東市、熱海市、東伊豆町
営業日	年末年始休み（状況により営業いたします）
受付時間	月～金 8時30分～17時00分
サービス提供時間帯	24時間体制

### 3. サービスに係る設備等の概要

#### (1) 居室の概要

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	2室	面積：18.90㎡（一部部屋を除く）
合計	2室	

#### (2) 居室以外の施設・設備の概要

施設・設備の種類	数 等	備 考
リビングルーム	4室	機能訓練エリア含む
食堂	2室	
浴室	1室	
洗面所、便所	洗面所4カ所 便所18カ所	
相談室	2室	
トレーニングルーム	1室	
消火その他災害対応	火災報知器、スプリンクラー、消火器等	
その他の設備等	防犯カメラ	

\*当事業所では、居室以外に上記の施設・設備をご利用いただくことができます。これらは、厚生労働省が定める基準により、「生活介護」並びに「施設入所支援」のサービス提供において設置が義務づけられている施設・設備です。利用については、利用者に特別にご負担いただく費用はありません。

#### (3) 施設・設備ご利用上の注意点

当事業所において、居室その他の施設・設備をご利用いただく際に、施設備品を破損させた場合は弁償していただきますのでご注意ください。

（老朽化等により、通常利用した場合での破損はこれにあたりません）

#### 4. 職員の配置状況

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害者福祉サービスを提供する職員として次項に標記の職員を配置しています。

##### 【伊東の丘いずみ(短期入所)】

〈主な職員の配置状況〉

職 種	指定基準（常勤換算数※）	短期入所事業
施設長（管理者）	1名	1名（兼務）
サービス管理責任者	1名	1名
生活支援員	1名	1名

※常勤換算とは：職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤従業者の所定勤務時間数（例：週 38.75 時間）で除した数です。

【例】

1日 7.75 時間、週 5 日勤務の従業者（1 週間で 38.75 時間勤務）が 5 名いる場合。常勤換算では、5 名（7.75 時間×5 日×5 名÷38.75 時間=5 名）となります。

〈〈専門的な支援等に係る職員の配置状況〉〉

職 種	
1. 管理栄養士(栄養士)	当事業所では、利用者の日常生活状況や嗜好等を伺い、管理栄養士（栄養士）による栄養管理等を実施し安心・安全な食事提供に努めています。

〈〈主な職種の勤務体制（標準的な時間帯における最低配置人員）〉〉

職種	生活介護事業	短期入所支援
	日中 (8:25~17:10)	夜間 (17:00~翌朝9:00)
1. サービス管理責任者	1名	
2. 生活支援員	8名	2名
3. リハビリ職員	1名	
4. 看護職員 (保健師、看護師、准看護師)	2名	オンコール体制

#### 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金、負担軽減（契約書第4条、第5条参照）

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

①介護給付費等から給付されるサービス
②利用料金の全額を利用者に負担いただくサービス〔①以外のサービス〕

## (1) 当事業所が提供するサービスと利用料金

次項に表示のサービスについては、食費・光熱水費を除き、サービス利用料金全体のうち9割が介護給付費等の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者は、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払い頂きます（定率負担または利用者負担額といえます）。詳しくは別紙1、サービス利用料金（1日あたり）表をご参照ください。

ただし、負担の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。

なお、介護給付費等が給付されるサービスの場合でも、代理受領を行わない場合（償還払い※の場合も含む）については、一旦全額を事業者にお支払い頂きます。

※償還払いとは、一旦、利用者がサービス利用料金全額を事業者に支払い、後に、支払額のうち9割が市町村から返還されるものです。）

### 《サービスの概要》

#### 障害者支援施設におけるサービス提供の内容「短期入所事業」

介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な技術をもって、利用者の心身の状況に応じた自立支援や日常生活の充実のための介護等を提供します。</li> <li>・排泄の自立に必要な援助や、おむつの交換を行います。</li> <li>・離床、着替え、整容その他日常生活上必要な支援を適切に行います</li> <li>・週2回の入浴または清拭を行います。</li> <li>・利用者の身体の状態と希望等を伺った上、できる限り自立した清潔保持を目指します。入浴が困難な場合には清拭をおこなうなど適切な方法で実施します。</li> </ul> <p>※一日の流れや入浴時間等については、利用契約時にご案内させていただきます。</p>
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常に利用者の健康状況に注意し、協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。</li> <li>・服薬管理は、当事業所の看護職員と相談の上、行います。</li> </ul> <p>※利用者が、サービス利用中に専門医師等の診断・治療を要することになった場合には、下記の協力医療機関において受診・治療を受けることができます。（医療費は別途ご負担いただきます）</p> <p>&lt;協力医療機関&gt;          農協共済中伊豆リハビリテーションセンター          （リハビリテーション科、内科、整形外科、脳外科、歯科）          住所：伊豆市冷川 1523-108          TEL：0558-83-2111（代）</p> <p>※原則として、利用者の外来受診等については、ご家族での対応をお願いいたします。</p>

相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>常に利用者の心身の状況や、生活環境等の的確な把握に努めます。また、利用者や家族に対し、適切な相談対応、助言、援助等を行い、常に連携をはかります。</li> </ul>
食事の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の心身の状況や嗜好を考慮し、年齢と障害の特性に応じた栄養及び内容の食事を、適切な時間に提供します。</li> <li>食事の提供にあたっては、『4. 従業員の配置状況 その他、《専門的な支援等に係る従業員の配置状況》』に記載のとおり、療養食の提供等の専門的な支援を行います。</li> <li>当事業所の食事時間は次のとおりです。 朝食(7:45~8:25) 昼食(11:30~12:10) 夕食(17:10~17:50)</li> </ul>
送迎サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>送迎サービスの実施地域は伊東市、熱海市及び東伊豆町とします。</li> <li>事業所の都合により送迎が行えない場合は、ご家族の送迎により利用することも可能です。</li> <li>*地震等災害注意報等発令時の送迎サービス実施の対応について、安全にサービス利用をしていただきたい観点から、以下の通り対応いたします。 送迎車運行時に災害に直面した、或いは警戒宣言が発令された際には、直ちに運行を中止し、安全が確保されるまでその場で待機した後、当事業所の災害時対応行動指針に則った対応を致します。(別紙3参照) また、伊東市内で原則震度 6 弱以上の地震が観測された場合は「施設閉所」となります。</li> <li>*送迎サービス対象者は、原則利用者のみとしますが、やむを得ない事情によりご家族も乗車を希望する場合は、別紙内規に基づきご相談に応じます。</li> </ul>

〔サービス利用を取り消し(キャンセル)した場合の食費について〕(契約書第13条)

\* 利用者が、サービス利用を取り消し(キャンセル)する場合は、利用を予定していた日の3日前の正午までに当事業所までお申し出ください。

なお、サービス利用日の3日前の正午までに届け出が無い場合は食費の原材料費相当額、1日あたり1,625円をご負担いただきます。

《利用者負担の軽減について》

〔利用者負担に関する月額上限〕

月ごとの利用者負担額には上限があります

障害福祉サービスの自己負担は、所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、1か月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区 分	世帯の収入状況	負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	
一般1	市町村民税課税世帯（収入が概ね 600 万円以下の世帯。 詳細は市町にお問い合わせください）	9,300 円
一般2	上記以外（詳細は市町にお問い合わせください）	37,200 円

### 〔食費等実費負担の軽減について〕

食費・水道光熱費についても世帯所得に応じて軽減措置があります。サービス利用開始時に市町村より発行される受給者証に補足給付（特定障害者特別給付）額として軽減額が記載してありますので、ご確認ください。

\* 負担上限額等に関する詳細については、お住いの市町村窓口までお問い合わせください。

### 〔高額障害福祉サービス費について〕

障害者と配偶者の世帯で、障害福祉サービスの負担額（介護保険も併せて利用している場合は、介護保険の負担額も含む。）の合算額が基準額を超える場合は、高額障害福祉サービス費が支給されます（償還払いの方法によります）。

#### （2）（1）以外のサービス

介護給付費等の給付対象とならないサービスの提供をご希望される場合には、別紙 2 介護給付費等外サービス利用説明書の記載に従いサービスを提供し、所定の料金をお支払い頂きます。

なお、この所定料金は、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容ならびに変更する事由についてご説明します。

#### （3）利用料金・費用のお支払い方法

前記（1）、（2）の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算しご請求します。

翌月21日に、原則金融機関口座からの自動引き落としでのお支払いとなります。

**ご利用可能金融機関口座：静岡県内農協口座**

その他やむ終えない場合等のお支払い方法につきましては下記のとおりとなります。

1、窓口での現金でのお支払い

2、指定口座へのお振込

※お振込口座につきましては、請求書をご確認ください。

## 6. 施設生活について

### （1）洗 濯

自身にて行う場合は施設の備え付けの設備を 6：30 から 20：30 の間にご利用いただけます。ランドリーサービスもご利用いただけます。

## (2) 居室の変更

利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況等により事業所がその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

## (3) 禁 煙

伊東の丘建物及び敷地内につきましては、健康増進法第25条規程事項及び、健康管理支援の観点から、2010年12月1日より全面禁煙となっております。ご協力をお願いします。

※ 喫煙の禁止について、喫煙にはノンニコチンの電子タバコ・加熱式タバコ・その他喫煙を連想させる行為のすべてを含みます。

## (4) 外出（緊急の場合はこの限りではありません）

外出の際は、「外出届け」を当日の8：30までに記入し届け出て下さい。

出発時や帰着時には職員へ声を掛けてください。帰着が遅くなる場合や、日程変更のある場合は、早めに連絡してください。尚、外出時は「身分証明書」の携帯をお願いします。外出中に事故や急病となった場合は外出中に受診を行い事業所へご連絡・ご報告ください。

※感染症の蔓延や自然災害の発生等により、外出等の制限をする場合があります

## (5) 面 会

8時30分～19時までをお願いします。

面会に来られた方は、防災・防犯・安全管理上の観点から「面会者票」に住所・氏名等のご記入をお願いいたします。尚、当施設には面会者の宿泊施設はありません。

※感染症の蔓延や自然災害の発生等により、面会等の制限をする場合があります

## (6) 電話の取扱い

外部への連絡は、原則として公衆電話や携帯電話をご利用ください。公衆電話を利用する事が困難な場合は、内線電話の通話もできます。

家族等外部からの電話の取次は平日8時30分～17時00分です。緊急の場合はこの限りではありません。

## (7) 居室でのインターネット等の利用

インターネット等を利用される場合は、ご自身での契約を前提とし利用にかかる料金等はご自身で負担していただきます。またインターネットやパソコンをご利用の際の設定やトラブル等への対応はいたしません。

## (8) 備品の貸し出しについて

介護等に必要な備品等の貸し出しを行いますが、長期的且つ継続的に個人で使用される医療器具や介護に必要な備品等は、ご持参いただく場合があります。

## (9) 保健と衛生

身体に不調を覚えた時は、遠慮せず職員に申し出てください。医務室では、いつでも気軽に健康についての相談を受け付けています。

## (10) 金銭の管理について

金銭の自己管理が難しい方について、事業所の金銭管理サービスをご利用いただく事



が可能です。その場合、別紙3「介護給付費等外または訓練給付費外サービス説明書」に則り、ひと月に3,000円申し受けます。ご希望の方には「利用者預かり金管理規程」を提示します。

#### (11) 私有物の持ち込み

危険物の持込はご遠慮ください。電化製品等使用の場合は、「電気器具使用届け」を提出していただきます。事故や火傷の原因となる可能性がある場合、持ち込みや使用制限をさせていただく場合があります。

貴重品類を含む私物は自己の責任で保管・管理をしてください。破損や紛失の責任は負いかねます。私物には必要に応じて名前の記入をお願いします。

#### (12) 飲 酒

飲酒については以下の条件を全て満たす場合に限り可能としております。希望される方は、「施設内飲酒届」を提出してください。

\*「飲酒に類する行為」とは、ノンアルコールビールなど、酒でなくても酒を連想させる飲料を飲むことを言います。

- ①健康上問題がないことの医師の判断
- ②他人に迷惑をかけないこと
- ③生活上支障がないこと
- ④時間について 夕食後～20時30分
- ⑤場所について 居室

#### (13) 郵便物の取扱い

郵便物の宛先および差出人のご住所には、農協共済中伊豆リハビリテーションセンターの住所の他に利用事業所名、居室番号等を明記してください。

例) 〒414-0055 伊東市岡1349-3

農協共済中伊豆リハビリテーションセンター伊東の丘いすみ  
301号室 山田太郎

### 7. 禁止行為事項について（契約書第13条第六項参照）

- (1) ルールを逸脱した飲酒行為
- (2) ルールを逸脱した外出・外泊行為
- (3) 喫煙および喫煙に類する行為
- (4) 賭博行為
- (5) 金銭の貸借行為
- (6) 暴力行為
- (7) ハラスメント行為
- (8) その他危険行為

### 8. 感染症対策等、衛生管理について（契約書第8条第一項参照）

事業所は、利用者の使用する設備または飲用に提供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行います。

事業所は、当事業所において感染症または食中毒が発生、またはまん延しないように、事業所における感染症・食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、事業所における感染症・食中毒の予防、まん延防止のための指針を整備し、必要な措置を講じます。

## 9. 苦情の受付及び虐待防止について（契約書第7条 4.5項参照）

(1) 当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受けられます。

苦情解決責任者 1名

苦情受付担当者 若干名

担当者名については、別紙4-1（1）参照

第三者委員 別紙4-1（2）参照

苦情受付は、面接・電話・書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けています。

また、第三者委員への連絡については、従業員がご案内します。

(2) 苦情解決、回答

苦情解決責任者は、苦情申出者と誠意をもって話し合い、解決に務め文書にて回答します。

(3) 行政機関その他苦情受付機関

当事業所で解決できない苦情は、外部機関に申し立てることができます。

相談機関は、別紙4-1（3）参照

(4) 虐待防止に関する相談窓口

虐待防止委員会 委員長 1名

委員 若干名

委員名については、別紙4-2項参照

## 10. 身体拘束の対応について

利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合において、当事業所の身体拘束対応マニュアルに基づいて、別紙説明書に同意いただいた後、身体拘束等の行動制限をすることがあります。

事業所はやむを得ず身体拘束を行う場合は、その態様および利用者の状況、ならびにその他必要な事項を記録します。

身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催しその結果を周知するとともに、責任者を設置しサービス提供職員に身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

事業所は身体拘束等の適正化のための指針を整備し、必要な措置を講じます。

## 11. 地域との連携について（契約書代8条第7項参照）

地域の関係者等により構成される地域連携推進会議（苦情解決等第三者委員報告会が兼ねる）を開催し、おおむね1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会等を設けます。

## 12. 緊急時の対応方法

利用者に容体の変化等があった場合は、センター医師の判断により他の医療機関へ救急搬送する等必要な処置を講ずる場合があるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたしますので別紙「緊急連絡先」に必要事項を記載してください。

## 13. 転落、転倒等の対応について

転落、転倒については予防策を実施いたしますが、予期せぬ出来事により怪我を負った場合は適切な対応を取ったうえご家族に早急にご連絡いたします。

如何なる場合においても、事故等があった場合は外傷・痛みの有無に関わらず必ず申し出てください。

利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。(契約書第9条)

※本事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：損保ジャパン

保険名：「しせつの損害補償」

## 14. 非常災害対策

災害時対応……………中伊豆リハビリテーションセンター伊東の丘いずみ災害時対応行動指針により対処します。(別紙3参照)

防災設備……………消防法に定める各種防災設備は完備しています。

防災訓練……………月に1度、防災訓練を行いますのでご協力ください。

防災責任者……………防火管理者

## 15. 防犯対策

有事対応……………中伊豆リハビリテーションセンター伊東の丘いずみ防犯対策マニュアルの行動指針により対処します。

防犯設備……………中伊豆リハビリテーションセンター伊東の丘いずみ防犯対策マニュアルに定める各種防犯設備や備品を完備しています。

防犯訓練……………中伊豆リハビリテーションセンター伊東の丘いずみ防災防犯委員会の定める日程にて行っております。

防犯責任者…安全管理責任者

中伊豆リハビリテーションセンター伊東の丘いずみ防犯対策マニュアルに定める者

## 16. 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下『業務継続計画』という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるとともに、職員に対し、業務継続計画について必要な研修および訓練を定期的の実施します。

### 17. 利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第8条第7項参照）

事業所は、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）

\* 本事業所における記録の項目は次のとおりです。

- 個別支援計画
- サービス提供の具体的な内容
- やむを得ず身体拘束等を行った場合の状況や緊急やむを得ない理由など
- 利用者からの苦情の内容
- 事故の状況及び事故に際しての対応
- ◆ 保存期間は、サービス提供完了日から永久保存です。
- ◆ 閲覧・複写ができる窓口業務時間は、8時30分～17時です。
- ◆ 窓口は、伊東の丘いずみとなります。

### 18. 第三者交渉権について（契約書特約事項）

#### （1）依頼窓口

当事業所における第三者交渉権の依頼は、次の窓口で受け付けます。

窓口：施設長及び担当委員

#### （2）第三者交渉権の契約・交渉について

第三者との交渉は、弁護士等を含む専門家と契約していただきます。

したがって、交渉権は契約者にゆだねられ、当事業所の職員は案件内容等により適切と思われる弁護士、専門家等を紹介するまでとさせていただきます。

### 19. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無
実施した直近の年月日	平成30年3月22日
実施した評価機関の名称	静岡県社会福祉協議会
評価結果の開示状況	静岡県社会福祉協議会 等 ホームページ掲載

20 年 月 日

指定障害者支援施設に関するサービス（短期入所）の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名 農協共済中伊豆リハビリテーションセンター伊東の丘いずみ  
説明者氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定障害者支援施設に関するサービス（短期入所）の提供及び利用の開始に同意しました。

立会人住所 氏名 印

利用者住所 氏名 印

利用者は、身体状況により記名が困難な為、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その記名を代筆しました。

記名代筆者住所 氏名 印  
続柄（ ）

この重要事項説明書は社会福祉法第 76 条及び第 77 条に基づく、県の指定基準の規定に則り、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

- |                |              |
|----------------|--------------|
| 改定：2013年 5月 1日 | 2019年 4月 1日  |
| 2013年 12月 1日   | 2019年 12月 1日 |
| 2014年 5月 1日    | 2020年 8月 1日  |
| 2014年 7月 24日   | 2021年 4月 1日  |
| 2015年 5月 1日    | 2022年 4月 1日  |
| 2016年 4月 1日    | 2022年 8月 1日  |
| 2017年 4月 1日    | 2024年 4月 1日  |
| 2017年 9月 1日    |              |
| 2018年 4月 1日    |              |
| 2018年 6月 20日   |              |